# 第 25 回「上海IPG」会合 議事録

日時:2006年11月23日(木)

場所:上海龍之夢麗晶大酒店

司会進行:森永正裕

(ジェトロ上海センター)

# 【第1部 - 各種連絡事項】

# 森永(ジェトロ上海)

ただいまから「第 25 回上海IPG会合」を開催いたします。お手元の資料にある議事次第に従って議事を進行いたします。私はジェトロ上海の森永と申します。上海に赴任してから3カ月近〈経ちます。今日は初司会ということで不行届きな点があるかと思いますが、どうぞご容赦〈ださい。よろし〈お願いいたします。

まず、今日の議事を簡単に説明いたします。各種連絡事項を講演前30分間で行いますが、事項が多いため、若干駆け足になることをご了承ください。本日は経済産業省の大臣官房参事官でいらっしゃる松林様にお越しいただいておりますので、後ほどご講演をいただくこととなっております。その後、北京集佳知識産権代理有限公司の何さんから、中国のインターネットドメインネーム問題についてのレクチェアをいただく予定です。

まず、 上海IPGの新規メンバーのご紹介から始めます。今回から日本農薬様が正式 に加入されましたので、モリヤ様より一言ご挨拶いただきたいと思います。

#### 守屋氏(日本農薬)

初めまして。日本農薬上海代表処のモリヤでございます。今回は上海IPGのほうに加入させていただきまして、大変ありがとうございます。よろしくお願いいたします。中国の関係で申しますと、私どもは 1980 年代から中国への農薬の製剤の輸出を行ってきておりましたが、最近に至りまして、輸出だけではなくて輸入など、いろいろな形での中国における取引、関わり合いといったことが出てきましたので、今後さらに強化する意味で、遅ればせながら昨年6月に事務所を開設いたしました。日本農薬株式会社は、社名のとおり農薬専業メーカーです。創立は 1928 年ですから、あと2年で 80 年というやや古い歴史を持っております。農薬専業メーカーといたしまして、農薬の新しい剤の研究開発、製造販売を続けております。

中国で問題となっておりますのは、現在私どもが中国で販売している「フジワン」(中国商品名=富士一号)という水稲のいもち病殺菌剤の100%コピー品、あるいは商標侵害と

いったものが後を絶たず、最近特に多くなってきている状況です。 フジワンそのものは水稲の殺菌剤ですので、北は黒竜江省から南は雲南まで販売しております。東北や湖南省、四川省、雲南省といった水稲の多い所で毎年贋物が出現する状況で、贋物退治活動が毎年大きな仕事となっております。このたび上海IPGに加入させていただき、今後は皆様のご助力を得ながらいろいろと知恵を出し、この活動に取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

# 森永(ジェトロ上海)

次に、私どもジェトロ上海センターの新任次長の紹介をさせていただきます。ジェトロ上海センターは上海IPGの事務局を務めておりますが、所長の下に3人、副所長という位置づけで次長がおります。今日ご紹介するハナダは知財の責任者であり、私と宮原のボスに当たります。今後ともよろしくお願いいたします。

#### 花田次長(ジェトロ上海)

こんにちは。いまご紹介いただきましたハナダでございます。8月21日に着任いたしましたが、皆様にご挨拶が遅れまして申し訳ありませんでした。私自身は知財の他に、日本からのブランドの中国参入事業も担当しております。日本企業のブランド参入と知財の問題というのは表裏一体ですし、両方とも進めていかなくてはいけないことだと考えております。知財権については、こちらに来る前まで全く担当していなかったものですから、皆様にこれからいろいろ教えていただきながら進めていきたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

#### 森永(ジェトロ上海)

はお配りした資料の中でいちばん厚い『中国模倣対策マニュアル』についてです。これは毎年ジェトロで作っているもので、若干時期が遅れましたが今年度版として完成したものです。今年度になりますが、また作成を予定しておりますので参考にしていただければと思います。今年度版を作成するに当たりましては、またいろいろとご協力をお願いすると思いますが、その際はよろしくお願いいたします。

次に、上海IPGで進めている江蘇省TSBとの協力関係構築ということで、アジェンダにもあるように、 江蘇省TSB-上海IPGブランド保護フォーラム(仮称)の概要について、パワーポイントを使って説明いたします。スクリーンを準備する間、A4の2枚紙の資料がありますので、こちらで説明したいと思います。タイトルに「江蘇省TSB-上海IPGブランド保護フォーラム」の設立についてというペーパーがありますが、こちらで全体の大枠を説明いたします。

ご存じのとおり、これは江蘇省質量技術監督局(TSB)という政府機関と上海IPGとの間で協力関係を築き、共同で模倣品対策を行っていこうという趣旨です。いろいろな活動

を共同で行っていくに当たり、相互の枠組みとしてのプラットフォームを構築し、プラットフォームにいるいるな活動をぶら下げるといった形で活動していくという意味から、今回ブランド保護フォーラムというプラットフォームを設立しようということです。設立の目的ですが、江蘇省のTSBと上海IPG加入メンバーを中心とした日本企業とが直接的な結びつき、協力関係を持ちながら相互理解の促進ということで活動を進めていくという形になります。具体的な事業については、後ほどパワーポイントで説明いたします。

お手元の資料のうち、次にあるのは「華東地域AIC・TSB向け真贋識別セミナー実施について」というものですが、これに基づいて説明いたします。現在、上海IPGでは華東地域、特に上海市、江蘇省TSBの取締機関である工商行政管理局及び質量技術監督局との協力関係を構築するため、活動を進めております。協力関係構築に当たり、まず初めにセミナーを開催しようということでこれまで動いてきました。その経過を簡単に説明したいと思います。上海市の工商行政管理局(AIC)の中には検査総隊という取締りを実際に行う部署があり、こちらとは既に一度セミナーを開催しております。実際に取締りを行う方々ですから、日本企業の情報が知りたいと非常に積極的ですので、今後定期的に実行していくことができればと思っております。後ほど、今月10日に開催された第1回セミナーのご報告をいたしますが、今後、基本的には業種別にどんどんやっていこうと思っております。AIC本体についても、現在セミナーの開催を打診しており、開催することについては了解していただいております。今後ご案内がいくと思いますので、ご協力をお願いいたします。

次に、上海市のTSBについてですが、こちらもセミナーを開催しようということで合意はしております。時期について、年末は忙しいと言われているのですが、今年度内には一度開催する方向で現在調整を進めております。

江蘇省のほうですが、TSBとの関係という点では、現在フォーラムの設立という方向で 非常に進んだ話が行われておりますので、これをベースにセミナーを開催する予定です。 江蘇省のAICのほうは、これから私どものほうでセミナーの打診を行っていく予定です。

次に浙江省ですが、AICにはまだアプローチはしておりませんので、今後私どものほうでセミナーの打診もしていきたいと考えております。浙江省のTSBについては、既にセミナーの開催の合意をしております。これについても今年度中に一度開催する方向で考えております。セミナーの開催、後ほど説明いたします江蘇省TSBとの協力関係構築については、今後事業を進めていく中で皆様のご協力をいただきたいということで、今回アンケートをお願いしております。これについても後ほど説明いたします。

次に、今月行われた上海AIC検査総隊向けのセミナーの報告、水際WGの活動報告をいたします。 上海市工商行政管理局検査総隊向け真贋識別セミナー開催報告についてですが、先ほど説明したとおり、取締り実行部隊である検査総隊での開催でした。基本的には検査総隊側全職員に参加していただき、非常に活発な質疑応答等も行われ、良

い結果に終わったと思っております。この開催については、今後定期的にやっていく、特に業種別にやっていきたいとのことで、第1回については検査総隊側から事務機器消耗品という希望があったので、私どもからメーカーに声を掛けて開催いたしましたが、今後はどういった業種でやるかは、検査総隊側と適宜調整しながら進めていきたいと思います。業種が決まりましたら、その業種の企業に声を掛けさせていただき、お集まりいただくという形で進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、水際WGの活動報告について簡単に説明いたします。10 月末に満洲里で税関セミナーを開催いたしました。開催報告については読んでいただければおわかりになると思いますが、満洲里税関は非常に協力的、積極的であり、水際WGとしては今年度第1回目のセミナーだったのですが、活発な議論も交わされ、大成功に終わったと思っております。詳細はお読みいただければと思います。

最後に、現地スタッフ知財勉強会報告を簡単にいたします。今年度から上海IPG参加メンバー企業の、特に中国人スタッフ向けの勉強会を開催しており、既に2回行っております。第3回は明日開催の予定です。こちらは法律関係ということで、現地スタッフのスキルアップには有効だと思いますので、今後とも積極的な参加をお願いいたします。お待たせいたしましたが、これより江蘇省TSBとの協力関係構築ということで、パワーポイントを使っての説明に入りたいと思います。

#### (PPT開始)

お手元の印刷したペーパーをご覧ください。まず江蘇省の位置づけを簡単に紹介いたします。江蘇省は模倣品の製造業者が多数存在する地域です。ジェトロが行ったアンケートでも、被害を受けている模倣品の製造拠点としては第3位にランクされております。一方、こちらに書いてあるのが江蘇省TSB側のコメントですが、非常に積極的なコメントをいただいており、江蘇省との協力ネットワークの構築は非常に有意義なものではないかと考えております。

先ほども簡単に説明いたしましたが、次はフォーラムの設立趣旨·目的です。こちらは 割愛いたします。

次に、具体的な事業の説明をしたいと思います。いま考えているのはこの5項目です。まず、模倣品調査に関する情報提供というのは、IPG側で江蘇省内の模倣品の状況を調査するということです。細かい説明は順を追っていたしますが、まず調査に関する情報提供、真贋識別の情報提供、担当者リストの提供、web 上での情報共有、総会を開催するという枠組みになっております。模倣品調査ですが、今年度は第1段階として、江蘇省内でどういった製品がどのような場所で、どのような時期に流通しているかという簡単な調査を開始しております。第2段階としては、業種や企業を増やして、随時TSB側に情報提供していきます。第3段階については、江蘇省TSB側から要望があるのですが、江蘇省

内の模倣品の状況をマクロ的に調査し、被害額やその原因と結果、影響を分析するという調査を来年度できればいいのではないかと考えております。

次に真贋識別情報提供について、後述いたしますが、来年1月にフォーラム設立総会に合わせて真贋識別セミナーを開催する予定です。第2段階として、季節性を加味したセミナーを開催することで、どのような製品はどのような時期に主に流通するかという調査の結果を踏まえて、流通の直前ぐらいにセミナーを行うといった効果的な開催を考えております。一方で、web サイトでの情報提供も考えており、これとセミナーをリンクさせることを含めて、今後真贋識別の情報提供のより効果的な方策を探っていきたいと考えております。

次は連絡担当者リストの提出です。例えば江蘇省TSB側で模倣品を発見した場合、日本の企業側にコンタクトを取りたいというときに、情報が何もないとどこに連絡していいかわからないので、そのような場合に参考にしていただく連絡担当者リストを作るということです。また、各企業で中国語ができる方のリストをこちらから先方に提供し、鑑定依頼等の連絡をいただくという形を考えております。担当者の情報提供が困難な所については、ジェトロ上海センターが一括して窓口機能を果たすことを考えております。先方からの要望ですが、連絡してみたらいなかったというのでは困るので、リストの情報は適宜更新していくことを考えております。

また、web サイト上での情報共有といった事業も考えております。これは江蘇省TSB側からの発案ですが、上海IPGと江蘇省TSBでフォーラムを立ち上げ、常に最新の情報を相互で共有しながら活動するに当たり、web サイトを活用したほうがいいのではないか、ということで行うことといたしました。掲載すべきコンテンツ等はこちらに書いてあるとおりです。

今回このようなフォーラムを立ち上げるに当たり、この活動を積極的にPRしていこうということで、設立総会の開催を予定しております。内容はご覧のとおりですが、是非大々的に行いたいと考えております。今後についてですが、江蘇省TSBと成功事例をつくり、華東地域全般に広げていき、全地域的な模倣品対策のプラットフォームを築き上げていければいいと思っております。スケジュールとしては、本日お配りするアンケートの実施に始まり、連絡担当者リストを作成し、調査を実施し、設立会合を開催するといった流れで進めていこうと考えております。基本方針としては、立ち上げ段階につき、一部の事項のうち既に調査を実施しているものについては幹事会で対応し、軌道に乗ってきましたら全体的な活動に広げていきたいと考えております。

最後になりますが、アンケートをお願いしたいと思います。アンケート用紙が入っておりますが、今日説明した内容についてアンケートを取りたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。アンケート用紙に直接記入してFAX等で送っていただいてもいいのですが、メールでもお送りしますので、電子媒体での返信という形で提出し

てくださっても構いません。以上で各種連絡事項は終了いたしますが、何かご質問、ご意見等があればお願いいたします。ご不明な点がありましたら、いつでも事務局であるジェトロ上海に問い合わせていただければお答えいたしますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、本日お越しいただいております経済産業省大臣官房参事官である松林様からご講演をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【第2部-講演】

経済産業省模倣品対策・通商室の活動状況

経済産業省 松林博己大臣官房参事官

経済産業省で大臣官房参事官をしております松林と申します。本日はよろしくお願いいたします。官房参事官ということで、担当は模倣品対策通商担当ということになっておりますが、実際のところは製造産業局に席を置きまして、模倣品対策室という所を所管しております。

何をやっているかと申しますと、日本国政府の模倣品対策の、いわゆる総合調整、一言で申し上げますと、政府としての模倣品対策の政策を形成していくといった調整機能を担っているということです。政府部内の調整はもちろんですが、対企業、対国民との関係でも総合窓口ということで、一元的な窓口としての機能も果たしております。具体的には、模倣品の被害についての相談などがありましたら、一元的に私どもの模倣品対策室のほうで相談を受け付けまして、ご承知のとおり、模倣品対策というのはいろいろな省庁が関わってきますので、相談に関する回答を作成するに当たり、関係行政機関との調整を行い、また一元的に私どもの窓口から回答する、回答は必ず10日以内に返すといった仕事をしております。それが1点目です。

それから、最大の模倣品製造国である中国との関係では、ご承知のことの1つに、中国への官民合同ミッションというものを派遣してきております。これは日本の!! P P F (国際知的財産権保護フォーラム)、ホンダの宗国特別顧問に座長を務めていただいておりますが、この!! P P F と協力し、官民合同ミッションを年1回派遣してきております。これまで過去4回派遣してきておりまして、来年度も6月に派遣しようということで意見が一致しております。ご承知の方も多いと思いますが、官民合同ミッションにおいては、いろいろな知的財産分野に関して中国政府に制度の改善を申し入れる、法律改正から法の運用までいろいるで、これほど分厚い建議書になりますが、これを持って行き、向こうの行政機関に説明するわけです。

1回目、2回目は要請ばかりしていた。建議をして、言いたいことを言って帰ってきていたわけですが、3回目以降、協力も合わせてやろうということで、協力と要請ということをモチーフとして、特許審査官や海関など各関係取締行政機関に対して真贋鑑定セミナー

等々、ノウハウの供与も合わせて行っていくことをやり始めました。協力を合わせてやるようになってから、中国政府の態度もガラッと変わりまして、法制度の改善要請についても最初は木で鼻を括ったような回答しかなかったのですが、最近に至り、例えば専利法の改正、反不正当競争法(日本で言う不競法)の改正もやっているのですが、そういった法案改正の段階において、向こうから積極的に日本政府の意見を聞いてくるといったように、態度が一変しております。建議書に入っている内容はもちろんのこと、産業界の人たちの意見も入れて、学者の先生方を呼んだりして、セミナーという形でお互いに具体的な意見交換をやっており、また、日本側からのリクエストが法案の中に具体的に盛り込まれることにもなってきております。そのような官民合同ミッションの派遣ということを1つやってきております。

今回私が出張にまいりました目的の一つは、香港政府との協議にありました。先ほど総合窓口という話をいたしましたが、相談窓口における話の中で政府対政府(G対G)で制度改正を申し入れたほうがいいといった案件については、政府間交渉を行っております。その1つが香港に行った理由で、JEITAに関連している業界、会社の方はご承知のとおり、例えば、香港では、A社という非常に著名な日本の会社の商号の一部を使った会社名で、商号登記が乱発されている。例えばA社であれば、香港A電気有限公司とかA香港何とか電子公司など、とにかくものすごい量の登記がなされております。なぜそのようなことになっているかと言うと、中国本土の模倣品業者が香港で商号登記をしてペーパーカンパニーをつくるからです。あまたペーパーカンパニーをつくり、そこからライセンスを受けるという形を取って、中国本土で模倣品を作りまくっているわけです。

当然訴訟になりまして、香港で登記の抹消を命ずる判決が出るわけですが、香港は英米法の体系を採っているので、抹消を命ずる判決が出ても、被告が自主的に抹消しない限りは登記の抹消ができないという仕組みになっているのです。なぜそのようなことになっているかと言うと、また細かくなるのですが、登記を抹消すると法人格まで自動的に消えてしまうからです。日本の大陸法的な仕組みと違い、被告が自ら関与しなければ、そのような重大なことはできないといった仕組みになっているようです。しかしながら、法制度の差と言うか隙間を突いて、近年の傾向ですが、模倣品業者がそれを悪用して目に余るようになっておりますので、香港政府に対して、何とかしてくれということで申入れを行っております。

折しも、香港政府はちょうど会社法の改正を考えておりまして、最近日本も大改正をしましたが、香港のそれも大改正で、2009年に改正予定となっています。ちょっと先が長いわけですが、是非そこにこの改正を入れてくれという話をしております。今回の協議で改正の方向性といったものを話し合ったのですが、1つのオプションとは言いつつも、判決後、被告が自主的に履行しない場合は、公告をするなりの一定期間を置いて、自動的に抹消できるような仕組みに変えていくといったことを考えたいという話を先方からいただきました。

いま述べたように、法改正は 2009 年になりますが、日々登記がなされるので、それまでの間もかなり被害が広がっているわけです。抹消判決が出ても、同じ業者がまたペーパーカンパニーをつくるといったような状況が続いておりますので、何とか現行法の枠組みで改善できないかという話から、休眠会社の規定を使い、改善していこうではないかと。休眠会社というのは、香港の中で登記はしたものの、会社の活動は全然なされていないというものです。ペーパーカンパニーですから実態はそのようなことになるわけですが、ある一定の証拠を出して休眠会社であることを立証すると、もともと実体がない会社ということで、自動的に登記が抹消されるという仕組みを採っております。

この規定についてはガイドラインが出ていますが、企業から具体的にどういった証拠を、どこまで出していったらいいかわからないという話がありましたので、今回運用の整理ということで先方と話をして、具体的にこれとこれという話をいただきましたが、かなり限定した証拠をいくつか出せば、登記所が職権で自主的に動いてくれるといった合意も今回取り付けてきました。今回の前進の1つは、法改正の方向性がきちんと出た、明確に確認できたということと、運用面で、提出する資料を限定的に出せば、後は向こうがきちんと動いてくれるという朗報が獲得できたということです。

今回の出張では行政機関をいくつか回りましたので、ついでに聞いてきた話を若干申し上げます。香港の次に広州のAIC、TSB、知識産権局といった所を回り、意見交換をしてきたのですが、広州のAICが言っていたのは、真贋鑑定セミナーが非常に役に立つということでした。一例として挙げていたのは、ホンダが行った鑑定セミナーが非常に有意義だったということです。広州では自動車部品の模倣品が非常に多いので、取締機関もそこに力を入れて取り締まっているが、ノウハウについては権利者の協力が得られないとなかなか難しいと。また、実際に摘発をしようとしたときには日本企業に真贋鑑定書というのを求めるわけですが、依頼してもなかなか出てこないといった苦情というかお願いがありました。

中国には馳名商標という制度がありますが、これに認められると、作っていない種類の製品における商標侵害も認められるようになるのですが、この制度ももっと利用していいのではないかといったサジェッションもありました。知識産権局のほうも大体似たような話でしたが、こちらもやはり自動車部品の被害が大きいということで、自動車産業界とのセミナーの共催はどうだろうかといった提案が先方からありました。TSBは、いまメーカー名、メーカー所在地の虚偽表示の摘発に大変力を入れているということで、そういった侵害案件があれば報告して〈ださい、報告があれば、こちらから直ちに動きますという話でした。

ご承知のことと思いますが、刑事移送、刑事訴追に関して、中国では行政罰と刑事罰の 二本立てでやっており、閾値以下だと行政罰の適用になってしまいます。なってしまうとい うか、行政罰の適用のほうが手っ取り早くて安上がり、期間も短いといった機動性のメリッ トがあるわけですが、再犯の防止や取締りの効果といった点を考えると、やはり企業のほ うでも刑事罰の適用ということに大変関心があると思います。これに関連してTSBが言っ ていたのは、被害を受けている具体的な製品の販売額を教えてほしいということです。ある一定の販売額以上になると刑事移送ができるようになるが、現場で押さえたときに、領収書を確認して模倣品の単価を確認する手続をするが、領収書や帳簿がない所が多数あると。そのときどうするかと言うと、模倣品の単価の代わりに、真正品の単価を使ってはじき出すということなのです。私も驚いたのですが、そうすると模倣品の単価は遥かに安いから、真正品の単価を使うということは、証拠がない場合のほうが刑事移送は数倍やりやすくなるではないかと言ったら、そのとおりだと言っていました。そのようなことがあるので、製品の販売額、単価というものを速やかに教えてくれないかということでした。

速やかにということでこれもちょっとびっくりしたのが、広州の条令で決まっているのかどうか、その辺を確認しなければいけないのですが、一定の処理期間があって、処理期間内に手続を取らないと摘発ができないということです。真贋鑑定書でも依頼をしてから1カ月以上も経って出てこないということになると、結局期限を徒過して取締りができないのだという話をしておりました。これも広州での新しい発見だったのですが、広東省には優良企業模倣品対策協会というのがあるらしく、パンフレットももらってきましたが、ここにはP&G、エプソン、HP、アディダスといった所も加入しているらしいのですが、協会に入ると優先的に取締りを行うということです。日本企業の参加が少ないから、もっと入ってほしいとのことでした。現地のジェトロもあまり知らなかったので、訳して配付してはどうかと言っておきましたが、関心のある企業の方は、被害のメッカの所でもありますから是非検討されたらよろしいかと思います。

長くなってしまいましたが、我々が抱えている仕事の中には、昨年小泉前総理がサミットで提案した、模倣品拡散防止条約をつくっていこうという話があります。これについても政府の総合窓口ということで外務省、内閣と協力しながら推進してきております。日本側が一定のサブの提案をしているのですが、いまどのような状況かと言いますと、今年に入って6月にアメリカが対案を出してきており、アメリカが出してきた対案と日本案とを突き合わせながら意思統一をしているところです。ある程度の合意が固まったところでECなどといった志の高い国に声を掛けて、実際に条文作りをしていくという流れになっていくと思います。

中国をWTO提訴するという記事が1カ月前ぐらいに出たかと思いますが、この経緯はご承知の方もたくさんいらっしゃると思います。今年に入ってから、アメリカが中国の刑事罰に閾値があることはけしからんということで、TRIPS協定に一定規模の商標権侵害や著作権侵害については、すべから〈刑事罰を設けるという規定があるが、中国は二段構えになっていると。一定規模と言っても、ビジネスとして成立するものについて刑事罰が科されていない部分があるという現状を捉えて、WTO違反だと主張し、日本も是非共同提訴しるということで声を掛けてきております。これは第三国参加ということを検討していましたが、最近、なぜかアメリカのほうが延期するといった話を一方的にしてきまして、話は凍結した状態となっております。

15 分で話をしようと思っていましたが、ちょっとしゃべり過ぎましたので、この辺で終わりたいと思います。是非、というご質問があればいただきたいと思います。

## <質疑応答>

# 森永(ジェトロ上海)

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

#### 保坂氏(三菱電機)

先ほど刑事訴追の問題で、製品の値段を真正品の単価で評価するというお話があったのですが、上海などの大きな所では企業からの提示した金額で計算していただくことはあると思います。問題は地方のほうで、そのような形ではなく、その地域の物価局が判断するために低い金額に設定され敷居値に達しない場合があるということだと思います。そのあたりを、今後統一的な形で、先ほど言われたようなことがどこの地域でも行えるという方向になっていけばいいと思っているのですが、これについてはどうお考えでしょうか。

# 松林氏(経済産業省)

確かにおっしゃるとおりです。地域によって真正品か模倣品かということで、模倣品だと 当然地域の物価が反映されるのだと思いますが、真正品では地域に合った実態を示した ような価格に関する証拠がないということで、摘発機関としては何らかの証拠をもって摘 発しなくてはいけないという話だと思うのです。その証拠がもらえるのは何かと言えば、真 正品ということになるので、地域によっては非常にいい加減な執行がなされているような 所もあるので、そこに統一的な基準を示してもどこまで守られるかというのは疑問なしと はしません。やり方として統一を図ってほしいと中央に対して言うことは非常にいいことだ と思いますので、検討してみたいと思います。

## 森永(ジェトロ上海)

他に何かあればお願いいたします。

#### 平野氏(住友金属)

先ほど香港でペーパーカンパニーの登録の話がありましたが、日本でもペーパーカンパニーに登録して、中国で同じ名前を使った会社をつくるといったケースがあります。今日の話と違うかもしれませんが、日本の国内法での対応というのを何か検討しているのであれば教えていただきたいと思います。

#### 松林氏(経済産業省)

全く自由に登記がなされるという法律の傾向というのは、最近どこの国でも出てきているようです。したがって、登記後にクレームを付けてそれを抹消させるといった英米法の構造に合わせた形で、最近は世界的な法の潮流がなされてきている。これは歩調を合わせてそうなっているということですが、大陸法系の場合は、取消しの判決が出たときはその判決によってきちんと取消しがなされると。ただし、先ほど言ったように英米法の場合は、法人格の問題があるのでそのような構造にはなっていなくて、被告が必ず関与することになっているようです。ですから、香港と同じような問題は、日本では生じ得ない。判決の履行について被告の行為がなければといったような構造にはなっていないということです。したがって、登記が乱発されるという問題は、模倣品業者が登録してということをどこまで想定して法律をつくったかは不明ですが、一般的に模倣品業者対策だけで登記の関係の法令というのはできていないでしょうから、自由登記の法の潮流を一定程度踏まえながら対応していくことだと思っております。

# 森永(ジェトロ上海)

時間もだいぶ押しておりますので、質問は以上で終了させていただきます。

## 松林氏(経済産業省)

今日私は最後までおりますので、何かお聞きになりたいことがあれば、後で個人的にお答えしたいと思います。 ありがとうございました。

#### 森永(ジェトロ上海)

引き続き、次の講演に入りたいと思います。北京集佳知識産権代理有限公司の何先生、よろしくお願いいたします。

【第2部-講演 】

中国のインターネットドメインネーム問題に関する注意点·事例
B to B website の模倣品対策
北京集佳知識産権代理有限公司 何英韜

皆さんこんにちは。北京集佳の何と申します。よろしくお願いします。今日はドメインネームの紛争及びネット販売に関わる法律問題について、簡単に紹介させていただきます。まず基本的に、ドメインネームとは一体どのようなものなのかについてですが、このドメインネームとは、実はインターネット上のパソコンの住所のようなものなのです。一般的に会社は自社の商標または商号を、こういうネットワークにおいてドメインネームとして使用しています。例えば、toyota.comとか panasonic.jp というような形で使用しています。

中国では、どのようにドメインネームの登録の申請を行うかについて述べます。中国においては、ドメインネームの登録を管理する機構は CNNIC、いわゆる中国インターネット情報センターという所で、ドメインネームの管理を行っています。この2番目のドメインネーム登録サービス機構は、ほとんど民営会社なので複数存在しています。皆さんがもしドメインネームを申請する際、ウエンワンという会社に申請し、もし他人のドメインネームに抵触しなければ登録されます。

次に、現在の中国において、どのようなドメインネームに関連する問題が発生しているかについて簡単に紹介します。基本的に3つあります。1つは、他人がまだ使用していない、登録していないドメインネームを先に登録して、自分もそれほど実際に使用していない。ただ、それを売却とかあるいは元の権利者と共有する目的で、ドメインネームを登録する。このデータはすべての案件を全部統計したデータではありませんが、中国の北京市第二中級人民法院がいままでに受理した、ドメインネームに関連する案件の統計データです。

2つ目は、悪用型。つまり、他人の商標あるいは商号をドメインネームとして登録して、 権利者とほぼ同じ内容あるいは似ている内容のサービスを提供し、または商品を販売し て消費者を誤認させるというやり方です。

3つ目は、権利衝突型。例えばドメインは.com とか.cn、.jp とか数は限られています。しかし商標の場合は全部で 45 区分あって、各区分に更に細かく類似群に分かれています。もし商標を登録する場合、同じトヨタという商標で登録したければ、100 件以上も登録できます。つまり、例えば 100 社の会社が、それぞれにトヨタあるいは万里の長城の「長城」という商標を持つことが可能です。この 100 社の会社が、もしみんなドメインネームを登録したい場合に権利の衝突が生じます。

比率としては、例えば1先登録型が92%、つまり、いままでのドメインネームに関連する 紛争事件はほとんどこの類型です。悪用型として、北京市の中級人民法院で受理された のは1件しかなかったので3.7%ですけれども、全体的にはもっとあるかなという感じで す。

権利の衝突は、1件あって3.7%です。例えば、中国で一番みんなが取りたい商標とは、万里の長城の「長城」の2文字です。最近、既に中国において2件の長城の商標が、馳名商標として認定されました。もし、この2つの会社が共に greatwall.cn を登録したければ、これは権利衝突になります。誰に帰属するかなかなか決めに〈い問題になりますが、一般的には先に登録した会社の勝ちです。

もし、中国で自社の商標あるいは商号を、他の会社にドメインネームとして登録されたとき、どう解決するかは一般的に3つの方法があります。1つ目は異議申立てを請求する。2つ目は仲裁。もし当事者間に仲裁の合意があれば、仲裁を求めることができます。3つ目は訴訟という司法ルート。全部で3つあって、一般的に異議申立てが件数的にはかなり多いです。

中国ではこのDNDR、ドメインネーム紛争解決センターというところで、ドメインネームに 関連する紛争の申立てが受理され、審理されます。もう1カ所は、香港の国際仲裁センターで、.cn とか.中国、あるいはこのようなドメインネームの異議申立てが受理されます。

紛争解決センターに、ドメインネームの異議申立てを提起するとしたら、どういう条件が必要なのか、あるいはどういう証拠が必要なのか、どのように審理されるのかについて紹介します。1つ目の規定としては、被申立ドメインネームと、申立人が民事権利を有する名称または表示が同一であるか、または混同を招くような近似性がある。

これをさらに細かく分けると2つの要件があります。1つは申立人が権利を有しています。 しかもこういう権利は有効かつ合法でなければなりません。一般的に民事上の権益として 認められる権利は商標、商号、企業名称及び個人の姓名です。

この gucci.cn は、ドメインネーム紛争解決センターで審理された案件です。GUCCI はみなさんご存じだと思いますが、実はこれは中国のある会社がこの gucci.cn のドメインネーム登録をしました。そこで、中国の紛争解決センターに申立てが提起されました。

「GUCCI」という単語に対して、民事上の権益を有するかどうかについての結論は、以下のようになります。まずこのドメインネーム、gucci.cn の登録日以前に、中国においてすでに商標権を取得していました。しかも、以前の商標権紛争事件において、中国の工商行政管理総局の下の商標評審委員会により、中国においてこのGUCCIという商標は、高い知名度を有していると認定されました。中国の商標局が編集した全国重要商標保護リストがあります。GUCCIという商標は、このリストにも取り上げられました。この3点で異議申立人は中国においてGUCCIという単語に対して権利を有していると認定されました。

次の例は、アメリカの web サイト検索エンジンの会社 Google です。一番後ろのEとLの順番がちょっと変わっています。会社名称あるいは商標としての Google は、ドメインネーム googel.cn という形で登録されました。そのときの仲裁センターの専門家チームの意見ですが、Googel と Google は、まず外観上類似しています。称呼も類似しています。観念は、両方とも造語で、特に意味合いを持っていないので区別できないということで、類似と判断されました。

Google 社は、Google という英文の単語に対する商標権を有し、しかもドメインネームの 識別力のある部分、Googel、と外観上及び称呼上類似し、観念上区別できないので、類 似と判断され、結果としてこのドメインネームはアメリカの Google 社に移転されました。

この例はセブンイレブンですけが、ドメインネームは「7-11.cn」という形で登録されました。しかし登録商標は同じ形ではありません。こういうような数字と英文の組合せをした商標なのです。ですから、専門家チームは、数字の 11 と英文の eleven の 11 は、外観及び称呼上明確な差異があると認定しました。

しかもこの7-11 は、意味合いとして唯一ではない。つまり、コンビニを代表するものではなくて、例えば朝7時から夜 11 時まで営業するという意味もありますけれども、それ以外に長さや重量を表す可能性もあります。専門家チームの判断として、この数字の7-11と

数字と英文の7 - eleven は類似していないという結論になりました。

申立て人は、商標権を持っているけれども、混同を招くような近似性はないので、基本的な要件を満たしていないということで、異議申立は却下されました。

こちらの例は、漢字で見ると全然わからない方がいらっしゃるかもしれないのですが、これはコカコーラ社の飲料水の商標で、クールという英文商標の中国語標記です。そのときコカコーラ社は、この2つの漢字についてはまだ商標権を取得していなかったので、馳名商品の特有名称として主張しましたが、専門家チームの意見としては中国においてこれは馳名商品の特有名称として認定できないとのことです。

、コカコーラ社が提出した証拠資料から、この2つの漢字が中国における飲料水の特有の名称としては認定できなかった。しかもこの2つの漢字は登録商標ではない。さらに企業名称でもない。結論としては、この2つの漢字に対して何の権利も持っていないのです。この1つ目の民事上の権益を有していないという結論になり、この申立ては却下されました。

ここで最も重要な点は、申立人あるいは原告として、きちんとした合法かつ有効な権利を持たなければならないということです。先ほどちょっと触れましたが、権利者としては商標権とか商号権を持っているけれども、それが登録されたドメインと類似するかどうか、ここも1つの重要なポイントになります。しかもいくつかの判例を見ると、ドメインに関連する問題の類似判断と、一般的な商標の類似判断の基準とはまたちょっと違うと思います。

例えばこのドメインネームの場合、いちばん前の3つのアルファベットはBMWになります。Lを付けてドメインネームを登録したのですが、類似性が判断されるとき、こちらは4つのアルファベットで、BMWは3つでアルファベットで、1つ違いますから、BMWと非類似と判断されました。権利を持っていても登録されたドメインネームと非類似なので、これは権利者の権利侵害とは言えず、申立ては却下されました。

こちらは漢字のドメインネームです。これはウイスキーの有名なブランドのヘネシーの中国語表記です。ヘネシー社が中国で登録した商標は、下のこちらです。繁体字いわゆる昔の中国の漢字の書き方で登録しました。中国のある会社は、いま中国で使用されている簡体字の形でドメインネームを登録しました。ここに書いてあるのは、専門家チームの結論です。この3つの漢字は書体が違うものの、称呼、観念上同一であるので、書き方は違うものの、同一であると判定されました。

商標の場合どうなるかについては、これと同じように簡体字にしても繁体字にしても同じ 漢字であれば同一又は類似と判断されます。

この例は Yahu ですが、中国四川省のセイド市のあるIT会社により登録されたドメインネームです。この会社の名前はセイド、中国の発音でヤーフ、つまり先ほどの Yahu が拼音です。このドメインネームの登録日は 2000 年1月ですが、2005 年にアメリカの Yahoo 社は Yahu と、Yahoo は類似しているという理由で、申立てを提起しました。ここに書いてあるのは審査の結論です。

専門家チームの意見としては、ネット上は主に称呼ではなく外観で判断されます。この Yahu の発音はヤーフであるが、Yahoo と誤認する可能性は低い。Yahu と Yahoo の発音 はかなり似ているが、インターネットにおいては称呼ではなく外観で判断されるので、 Yahu と Yahoo は非類似と判断されました。

2つ目の理由は、マサトラと言いますが中国ではヤーフと発音します。こちらもヤフーですが、中国においてはかなり高い知名度を有しているので、利用者が誤認する可能性はかえって低くなります。つまりコカコーラとかナイキ、ヤフーのようなものすご〈高い知名度を有する商標は、ちょっと違うだけで消費者は容易に区別できますので、この程度の差であれば非類似と判断されます。

3つ目の理由は、需要家に漢字のヤフーを見て yahoo を連想しますが、漢字の拼音 Yahu を連想する可能性は低いです。

しかもここでもう1つ重要な点は、この会社の設立日は1999年9月で、ドメインネームの登録は2000年、商標 Yahoo の登録は2002年ということです。つまり会社の設立日とドメインネームの登録日は共に、商標の登録日よりはるかに早いのです。しかも2000年にはドメインネームがすでに登録されていたのに、5~6年間ずっと放置しておいて、いまになって申立てを提起する理由がわからないという専門家の意見もありました。

結果として、これは非類似で、且つドメインネームの登録日が商標登録日よりはるかに早いので、Yahoo 社の商標あるいは漢字の商標の権利侵害とはならず、しかも誤認混同の恐れもないので、Yahoo 社の申立ては却下されました。

これと似ている例がもう1つあります。DELL は皆さんご存じのパソコンメーカーDELL 社の登録商標です。中国のある会社が del.cn というドメインネームを登録しました。もちろん DELL 社は申立てを提起して審理されましたが、結論は del と dell は非類似という結論になりました。

コンピューターメーカーの DELL 社は DELL を商標として登録しましたが、DEL に関しては何の権利も持っていません。何年か前に del.com というドメインを登録したのですけれども、専門家の意見としてはドメインネームは他人のドメインネームの登録を阻止できる先行権利としては認められない。つまり、先ほど紹介しましたが、商標権とか商号権、あるいは企業名称、個人の姓名などは民事上の権利として認められますが、以前に登録したドメインネームは民事上の権利としては、まだ認められていません。

もし皆さんが自分の会社でドメインネーム紛争に関わったならば、まず自分がどのような権利を持っているか確認したほうが良いと思います。商標権か商号、企業名称はもっとも有力だと思います。

2つ目の要件について説明させていただきます。紛争解決規則第8条の2項では、このように規定されています。まず、被申立ドメインネーム所有者がドメインネームまたはその他の主要な部分に対して、合法的な権益を有していない。例えばドメインネーム、lucky と

か、あるいは先ほどの del とか、この部分に対してドメインネームの登録者が権利を有しているかどうかが審査されます。lucky.com.cn、lucky.cnのluckyの部分は、中国のある大手フィルムメーカーの英文の企業名称と登録商標です。中国の別の会社に lucky.com.cnを登録されたので、ドメインネームの紛争解決センターに対して申立てを提起しました。

1つ目の要件の商標権者が商標権および企業名称権を有することは既に認定されました。2つ目の要件として、ドメインネームの登録者が、lucky という単語に対して、合法的な権利を有するかどうか審査されます。そのときの結論は、ドメインネームの登録者の企業名称、商標およびその他の商業的外観とは何の関係もない。つまり、ドメインネームの登録者の企業名称にしても、所有している商標にしても、それ以外の商業的外観は、このラッキーという単語とは何の関係もないので、このドメインネームの登録者は、lucky という単語に対し、何も合法的な権利を持っていないという結論になりました。

これは先ほど紹介したいくつかの案件のドメインネームのいまの使用状態です。例えばこれは先ほど紹介したセブンイレブンのドメインネームですが、美女の写真とか、あるいは歌のダウンロードとか、このような内容になっています。これは先ほど紹介した del.cnのドメインネームの現在の使用状態です。もちろん、この内容を見たらすぐわかると思いますが、これはパソコンメーカーの DELL 社と何の関係もありません。こちらは、先ほど紹介した yahu、yahoo と発音が似ている単語のドメインネームの現在の使用状態です。

これから紹介したいのは、フォックスタンのドメインネームです。これは今日の午前中にダウンロードしたもので、今日までこういう状態で使用されています。このフォックスタンは、実はヨーロッパにおいてはかなり有名なデパートのチェーン店らしいです。このフォックスタンについては、中国で商標としては既に登録されています。ドメインネームの登録日は2003年7月21日です。その日から使用が開始されました。フォックスタン社の商標の登録日は2004年の7月です。中国に進出して、このフォックスタンという商標が使用されたのは2005年の6月です。つまり、このドメインネームの登録日は、商標の登録日より1年ほど早いのです。

専門家チームの判断としては、フォックスタンという単語は一般の英文の単語で、既にドメインネームとして2003年7月に登録されている。しかも、商標権者は、その1年後に商標登録し、中国における使用を2005年から始めた。故に、中国におけるフォックスタンに関する使用、あるいは知名度への貢献度などを考えるに、商標権者ではなく、ドメインネーム登録者のほうが、このフォックスタンという単語の知名度を高めるために貢献したという結論になり、ドメインネームの登録者が使用によりドメインネームに対する合法的な権利を取得するという結果になりました。従って、申立ては却下されました。

ドメインネーム紛争解決規則の8条の第3項は、被申立ドメインネームの所有者のドメインネームの登録、または使用には悪意があると定めています。申立人が、最も証明しにくい部分です。例えばフットジョイ事件において、専門家のチームの結論は、登録者がフトジョエを正当、かつ善意的な使用をしていない。つまり、ドメインネームの登録者が、ドメイ

ンネームを正当に利用し、あるいは善意で使用した証拠を提出しなかったので、悪意があると推定されます。逆に言えば、このドメインネームの登録者は、自己のドメインネームの登録あるいは使用につき、正当な利用あるいは善意的な使用に関する証拠を提出する必要があります。もしそういう証拠を提出できなければ、ドメインネームの登録行為、あるいは使用行為は悪意があると認定される可能性があります。

これはアッタゴ.comですが、これを見たら皆さんはすぐに日本の会社の商標あるいは商号ではないかと思われるでしょう。確かにそうです。ある日本人の会社の商標ですが、中国で中国のある企業によりアッタゴ.comという形でドメインネームが登録されました。この案件における、専門家チームの意見は、ドメインネームの登録者と商標権者は、同じ業界において競合相手であり、ドメインネームの登録者は商標の権利者のことを知っていたはずである。同じ業界において競合相手の商標と商号をドメインネームとして登録した行為は公衆を誤認させる悪意があると認定しました。これはまさに最初に紹介した悪用型のドメインネーム紛争事件です。同じ業界、あるいは同じ地域の競合相手の企業なら、ある程度相手の悪意を証明しやすくなると思います。結果的には、商標の権利者、日本企業にドメインネームが移転されました。

次の案件です。 baiwai.com.cn、の baiwai は下のこの漢字のバイウェイの拼音です。ビールのブランドとしてバドワイザーや、漢字のバイウェイは、中国においてもかなりの高い知名度を有しています。ただし、拼音の baiwai はバイワイザーとか、漢字のバイウェイと同じような知名度を有していないので、ドメインネームを登録されても、消費者はこれを見てすぐバドワイザーや漢字のバドウェイと混同する恐れはありません。

申立てを提起したとき、申立人は以下のことを主張しました。紛争解決規則の第9条第3項の規定には、ドメインネームの登録または譲受が申立人の名誉を損害し、申立人の正常な業務活動を妨害した、あるいは申立人との区別を混同させて、公衆に誤認させるためにドメインネームを登録したと規定されています。申立人はこのように主張しましたが、このバドワイザーと漢字のバイウェイは、中国において同じような知名度はないし、しかも中国人は拼音のバイウェイと英文と漢字のバイウェイを混同するおそれもないので、このような主張は認められなかったのです。実際に申立て、あるいは訴訟を提起したとき、自分の主張したことについてはきちんとした証拠で支持されなければなりません。単なる主張だけでは、申立てにおいても裁判においても、一般的には認められないのです。だから、結果としてはこの申立ては却下されました。

この案件はフューロファックスです。前に括弧を入れて商標と書いてありますが、これは確かに登録商標です。これは辞書で調べたのですが、一般的には既にシステム手帳という通用単語になっています。つまり、一応は、登録商標なのですが、誰でもシステム手帳として認識していますので、商標としての顕著性は既に失われています。だから他人にこのようなドメインネームを登録されても、商標権の侵害とはならない、あるいは消費者を混同させるおそれはないという結論になりまして、商標権を持っていても、ドメインネーム

の登録者には悪意はないので、この申立ては却下されました。

いままで紹介したのは、ドメインネーム紛争解決センターに対して申立てを提起すれば、どのように審理されて、どのような結果になるかというような内容です、これから紹介したいのは、裁判所に直接あるいは申立ての結果を、不服とする救済措置として、裁判所に訴訟を起こすことは可能であるということです。このデータも北京市の第二人民法院で受理されたドメインネームに関連する紛争事件なのですが、原告の国別として最も多いのは、やはリアメリカで 50%を超えています。次にフランスとかスイス、欧米の企業が結構多いのです。なぜかというと、欧米の企業は基本的には英文を使うので、商標とか商号は結構英文のものが多いのです。いまは漢字のドメインネームもありますが、最も多いのは、やはり英文のドメインネームで、こういうような会社の商標とか商号は、かなり侵害されやすいのです。これは北京市第二人民法院で受理された案件だけで、全国的に必ずしも同じ比率とは言えないのですが、大体このような感じです。この中で、日本企業の案件も1件あって、5%ぐらいになります。

あと、被告として最も多いのは、1番に書いてある北京国防情報ギョウケン責任公司ですが、これはドメインネームのブローカーともいえます。この会社は、ドメインネーム登録の専門の会社で、何十件のドメインネームを登録して、あちこちで訴訟を起こしたのです。例えばフランスのスーパーマーケットのウォルマートに対しても、あるいはアメリカのウォルマートに対しても、たくさんの訴訟を起こしたのですが、私の知っている限りでは、この会社は 90%以上負けました。たくさんのドメインネームを登録して、高い金額で売りたいつもりだったのかもしれませんが、結果的にはそんなに儲けはていないと思います。特に北京市の人民法院で受理されたドメインネームの紛争事件は、半数以上この会社とかかわっています。事件の終結方式としては、判決もありますし、調停もあります。あと管轄移送、管轄移送は北京市の第二法院としては管轄権を持たないので、管轄権のある人民法院に移送されました。

判決によって、事件の結果として原告、いわゆる商標権者とか、ドメインネームを先に登録された企業の敗訴が2件あって、10%未満です。勝訴率は90%ぐらいです。ここには書いていませんが、先ほど紹介した申立て、つまりドメインネームを紛争解決センターに対して申立ての結果も、大体同じ比率です。商標権者とか商号権を持っている企業が、提起した申立ての大体90%は勝ちましたが、10%ぐらいの案件は敗訴という結果になりました。いままでのデータは全部、北京市の第二中華人民法院の裁判官の馮剛さんが書いた論文にありまして、皆さんに配布した中国知的財産の2006年チュウシゴウにも掲載されています。

例えば裁判所に対して訴訟を起こしたら、どのように審理されたか、あるいはドメインネームにかかわる案件を、どういうような法律に基づいて審理されたかについて、これから説明させていただきます。中国では、ドメインネームに関連する問題に対して、例えば商標法とか特許法のような、きちんとした形の法律はありません。最高人民法院が作成さ

れた、「インターネットドメインネームにかかわる民事紛争事件の審理における法律適用の社会問題に関する解釈」、という司法解釈はあります。基本的にはこの基本解釈に基づいて審理されます。もちろん、ほかの法律、例えば不正競争防止法とか民法の基礎基本的な原則も時々は適用されますが、一般的にはこの司法解釈に基づいて、ドメインネームに関連する紛争事件は審理されます。

ここに先ほど紹介したドメインネーム紛争解決規則の第8条と似ている条文があります。この司法解釈の第4条に全部で4つありますが、先ほど紹介した内容とちょっと似ています。例えば第1項は「原告が保護を求める民事権益が合法かつ有効であること」。第2項として「被告のドメインネームまたはその主要部分が、原告の著名商標の複製、模倣、翻訳または音訳を構成するか、または原告の登録した商標またはドメインネームと統一または類似しており、公衆を誤認させるに足りること」。第3項の規定としては、「被告がかかるドメインネームまたはその主要な部分に権益を持たず、かかるドメインネームに登録し、または使用する正当な理由はない」。4番目はやはり悪意があること。これは先ほど紹介した紛争解決規則第8条の規定とは、言葉の表現はちょっと違うところがありますが、基本的な内容は同じです。ここだけ、第3項の規定に下線が書いてありますが、「使用する正当な理由がない」、それは先ほど紹介した紛争解決規則にない内容です。

ここに1つの判例を紹介します。これは hotmail.cn です。皆さんはよく hotmail.com や hotmail をよく使っておられると思いますが、中国においては.com というドメインネームは アメリカの会社ではなくて、天津市イヤクグループ有限公司により登録されました。これは 1995年の大分昔の判決です。こちらは hotmail.cn の現在の使用状況です。これは中国の ある会社に使用されています。なぜこのドメインネームの取消ができなかったかというと、ドメインネームの登録日が hotmail の商標の登録日より早かったからです。しかも、判決は 1999年ですが、ドメインネームが登録されたのは 1997年ごろなのです。

いま hotmail の単語あるいは商標は、会社同様世界中で有名ですが、約10年前の1997年ごろでは、中国においてはまだそんなに知られていませんでした。しかも、それに関する資料も全然なかったので、登録日もドメインネーム登録日より遅れたし、知名度もないので、ドメインネーム登録者に悪意があることをなかなか証明できませんでした。hotmail の単語は全〈同じです。もちろん、同一なので、論争の余地はありません。しかし、先ほど紹介した4番目の規定の「登録者に悪意があること」。この悪意があることを証明できなかったので、敗訴という結果になりました。つまり、登録者の天津市の会社にドメインネームを返還しました。だから、先ほど皆さんにお見せしたようなホームページの内容になっているのです。

次の案件は、snow.cn です。このドメインネームの登録者は、先ほど紹介した北京のドメインネームのブローカーです。でも、この案件においては、この会社が勝ちました。しかも、これは異議申立ての結果と裁判所の判決が結論としては逆なのです。この SNOW という商標は、実は中国の結構有名なビールの商標なのです。このドメインネームが登録され

たあと、もちろん申立てを提起しまして、これは専門家のチームによって審理されて、結果としては商標権者に移転されました。ドメインネームの登録者は、この判定を不服として裁判所、第二中華人民法院に裁判を起こしたのです。

ここで追加説明させていただきますが、例えば中国でドメインネームを登録されたら、解決方法としては申立てと訴訟がありますが、申立てと司法ルールの訴訟とどういう関係にあるかについては、ドメインネームの申立ての手続は一般的には期間としては短いので、費用も安いのです。時間的には、申立てを提起してから2、3カ月間ぐらいで結果が出ます。しかも、それは最終的な効力を持っていないので、当事者が申立ての結果に対して不服とする場合は、裁判所に訴訟を提起すれば、申立ての裁決結果の執行は中止されます。

あるいは、片方の当事者は申し立てを提起して、片方の当事者は裁判を起した。こういう場合はどうなるかというと、申立ての手続は中止されて、訴訟手続だけになります。つまり、効力としては訴訟のほうがはるかに上なのです。ただし、訴訟に入ったら1年、2年かかりますので、かなりの時間と費用がかかります。これは訴訟手続のデメリットなのですが、効力としては司法ルールのほうが効力を持っています。

あと、sanwa.comです。これを見たら皆さんわかると思いますが、これは日本企業とかかわる案件です。sanwaの商標を、日本のある衣服用のプラスチック製品メーカーの中国江蘇州、上海に近い所ですが、合弁会社が持っています。その付近で、ある中国の同じ製品を作る会社が、sanwa.com.cn のドメインネームを登録したのです。しかも、この会社はこの登録ドメインネームを使用していないので、もしこれにアクセスすれば、このドメインネーム登録者の会社のホームページに転送されます。つまり、sanwa の業界における知名度を利用して、自分の会社のホームページにアクセスさせようというやり方なのです。もちるん、日本の企業、あるいは合弁企業としてもこういうことを無視できないので、申立てを提起しました。

この案件の最も面白い点は最近出た判決ですが、申立てを経て一審判決が出て、さらに上訴して2審判決まで、すべての手続を結審しました。でも、この案件に対しては、先ほど私が紹介した案件の状況と同じように、裁判官も、申立ての専門家チームも同じ判断なのです。つまり、同じ業界にあり、しかもかなり近い地域の同じ業界にある2つの会社は、この sanwa という単語が他人の会社の商標および商号であることを必ず知っているのです。知っているにもかかわらず、ドメインネームとして登録して、多くの消費者、事業者に自分の会社のホームページにアクセスさせるような、悪意が問題なのです。ただ、結論としては、先ほど紹介した第4条の4つの要件を全部満たしました。もちろん、1番目の言語としては、サンワ社は商標権および商号権を持っています。ドメインネームの主要部分と登録商標および商号が完全に一致しています。被告には、中国の会社として sanwa という独特の英文の無意味な組合せ、何でこういう単語を使用するか、正当な理由がありません。4番目は、先ほどの行為もあり、もちろん悪意があることも証明されましたので、4

つの要件を全部満たし、ドメインネーム登録者の敗訴という結果になりました。

あとエフワン.comの案件もあります。エフワンは、世界中に高い知名度もあり、悪意あるいはドメインネーム登録者がエフワンという商標を知っていることをある程度証明しやすい。しかも、このドメインネームが登録されたあと、ドメインネーム登録者が自分で作ったホームページの内容のほとんど全部がエフワンと関連するのです。だから、悪意があることも証明されました。これも一度申立てをして、結論としては移転されたのですが、ドメインネーム登録者、北京市の会社は、原告として訴訟を起こしましたが、裁判所はドメインネームの登録者の訴訟請求を却下しました。つまり、ドメインネームをエフワンに返しました。

ここで皆さんに説明したいのは、ここで紹介したsanwaとか、先ほどのアッタゴとか、このようなドメインネームは、もし中国の個人、あるいは会社に登録された場合、取り返す可能性は一般の英単語より高いということです。なぜなら、例えば先ほどのフォックスタンとか、snowとか、普通単語なら誰でも使えるわけです。しかし、アッタゴとか、sanwaとか、toyotaもそうですが、一般の中国人には普通考えられない単語だからです。先ほどここに下線が書いてあった、使用する正当な理由はないこと。これは実は権利者としては攻めやすいところなのです。いまの日本の会社とか中国では、漢字で日本語文字の商標と、英語の英文表記の両方が持てます。ドメインネームとして登録されるのは、やはり英文のほうです。でも、ドメインネームの登録者、中国の会社としては、なぜそういう単語を使ったか、なかなかそういう説明ができないのです。だから、こういう要件があれば、こういうところから攻めたら成功する可能性はかなり高いと思います。

もう1つ、ドメインネームと関連するのは著名商標の問題です。特に著名商標は、いちばん他人に登録されやすいのです。ドメインネーム紛争事件において、著名商標はどのように保護されたか。もし著名商標であれば、普通の商標より、より手厚い保護が受けられます。もう1つ、実はドメインネーム紛争事件においては、著名商標として認定されることが可能なのです。この下にいくつか書いてありますが、これは全部ドメインネーム紛争事件において著名商標として認定された商標なのです。

ドメインネーム紛争事件において、著名商標の認定が可能といいしましたが、これは認定された中の一つバイアグラです。なぜこれまで認定されていなかったというか、バイアグラは中国において既に登録されていましたが、あまり使用されていないのです。バイアグラは中国では偉哥(ウェイガ)という漢字の商標、あるいは一般人向けの宣伝資料とかマスメディアの記事には、英文のバイアグラではなくて、漢字のほうがよく使用されていたのです。だから、これは中国においてそんなに知られていないという結論になりまして、著名商標として認定されなかったのです。

ドメインネームに関する問題はここまでですが、これからは関連のネット販売、インターネットにおける模倣品販売について、簡単に説明させていただきます。中国ではよくありますが、この写真の例えばスイス製の時計で 18、値段としては 1,800 元、2万 5,000 円ぐ

らい、このようなものでさらに安いものもまだいっぱいあります。実際にインターネットから ダウンロードした写真ですが、これもスイス製のリダという時計で、1,000 円程度の値段で 販売されています。

写真だけで 100%偽物であるかどうかは判断できませんが、一般的に考えればもし本物なら、特に新品の場合はそういう値段のものはないかなと。でも、模倣品の販売の方法としては、販売者をネットワークの背後に隠してやっているから、なかなか見つからないし、摘発もしにくいと思います。この問題を解決するためには、一般的には2つあります。普通の模倣品の摘発と同じように、行政ルートと司法ルートの両方です。

権利者にとっては、調査の作業がかなり大変になると思います。一般的にはネット販売の形としては、例えば中国のタウパワ、アメリカのイーベイとか日本の楽天のような web サイトにおいて、販売するか、もう1つの方法としては、自分で web サイトを作って販売するか。基本的にはこの2つのルートがあります。

先ず、例えば楽天とかイーベイにおいて、模倣品がもし見つかった場合、中国での解決方法は、比較的容易であると思います。つまり、楽天とか、イーベイの web サイトの経営者に対して、警告状を送ります。法律上の関連規定もあるし、実務における我々の経験からして、一般的に警告状を送ったら、すぐに模倣品と思われるものは撤収されます。

中国の商標法実施条令の第5条に、このような規定があります。他人の登録商標の占有権を侵害する行為のために、故意に保管、運送などの便宜を図る場合。つまり、web サイトの経営者としては、他人が自分の web サイトにおいて、模倣品を販売しているのを知っているにもかかわらず無視すれば、これは第5条第2項の規定に違反する行為となりますので、自分も法律違反になります。知らなければどうしようもないので、特許庁の機能としては権利侵害行為を web サイトで経営者に知らせる機能があります。きちんと警告状を送り、相手も受理すれば、一定の期間内で何らかの措置をとらないと、第5条第2項の違反になります。

現在、まだネット販売に直接関連するような判決はありません。皆さんご存じの通り、北京の秀水市場は、以前かなり模倣品が氾濫していたところです。訴訟事件においては、直接模倣品を販売する個人あるいは会社だけではなくて、秀水市場あるいは秀水市場にテナントを提供する会社まで責任を問われましたので、これと性質上同じだと思います。もし、同じような事件が起これば、第5条第2項が同じように適用されるものと思われます。

もう1つ、模倣品の販売者が自分で web サイトを作って、販売したらどうなのか。これは難しくなると思います。なぜなら、販売者の売っている物が模倣品であることを証明するのは、なかなか難しいからです。全部ネット販売なので、例えばホームページから入力して注文して、向こうは品物を送ってきました。しかし、私は実はこの問題について、公証人役場とか関連の裁判官に問合せをしましたが、模倣品を販売したという行為を証明するのはなかなか難しいとのことです。例えば公証人役場でホームページに入力して注文す

る、こういう過程は全部公証できます。品物の受領も公証とか手続はできます。しかし、この間に空白時間があります。その品物が必ずこの web サイトの経営者から送られてきたものと証明するのは難しいのです。

だから、もしこのようなことがあれば、模倣品を購入して、模倣品であることを証明することではなくて、調査会社などを利用して、模倣品がどこに保存されているか、あるいは倉庫がどこにあるか、そこまで押さえないと、なかなか解決できないのではと思います。実際にいままでナイキさんのスニーカーをインターネットで販売して、行政ルートでまず摘発し、ナイキ社は裁判まで起こしたのですが、これもやはり調査会社を利用して、偽物の販売者の保存場所を押さえて、民事責任および刑事責任を追求しました。ポイントは、偽物がどこにあるかを押さえないと、なかなか難しいと思います。

今日の内容はここまでです。ご清聴、ありがとうございました。

#### <質疑応答>

## 森永(ジェトロ上海)

何先生、ありがとうございました。残りの時間を利用して、質疑応答の時間とさせていた だきたいと思います。まず、本日の何先生のプレゼンに対してご質問等あります方は、挙 手を願います。

#### 濱氏(ダイキン中国)

今日はいるいる貴重なお話を聞かせていただいて、ありがとうございました。今回ドメインネームの紛争ということで、行政、司法の対応について詳しく説明していただいましたが、少し前に戻って登録のプロセスについて、2点ほど確認させていただきたいと思います。1つは、今回2枚目の資料のほうで、「中国におけるドメインネーム登録の申請」の2つ目、「ドメインネーム登録サービス機構」という形で1つの会社、さらに「多数存在」ということが書かれていますが、実際このような登録サービス機構というのは、例えばどのような資格を持って、どのような権限、どういうような仕事をしているかということについて教えていただければと思います。

といいますのも、2ヶ月前になりますが、弊社は弊社のダイキンの文字に、プラスアルファを付けたようなドメインネームが登録されていました。実際ホームページを開いてみると、商品説明から会社の経緯から、うちのホームページと全〈瓜二つなのです。ただ違うのは、うちは最後に「ご相談窓口」という欄の所が、「人材募集」という欄に置き換わっておりました。そこを開〈と、例えば空調の営業部門で3人採用を考えていますとか、そのような内容の採用条件が書いてあるのです。何かなと思ってずっと見ていきますと、実際入社に当たっては研修みたいなのがあり、それの費用が2,000元ででき書かれてありました。全然そ

ういうことを知らない学生さんがこのホームページにアクセスした場合、ダイキンは2人、3人、採用しているのかな。ただし、研修費用が2,000元かかるのかというような形で、ある意味、学生に対して間違った情報を与え、混乱を生じさせることになります。今回この様な相談を受けたときに、弊社としましては、まずドメインの登録サービス機構に対して、「貴所の登録会社を通じて登録した者が、こういうような悪質なことをやっているよ」という情報を、書面プラスそのインターネットの記事を全部打ち出して持って行きました。そうしたら、その次の日ですか。自動的に登録会社のほうがその登録を削除したようです。先ほど先生のほうでお話された、仲裁センターとか司法通じて解決する方法もあるとは思いますが、今回の弊社のケースについては、ドメイン登録サービス機構の会社が、自動的にそれ悪質な登録を削除して頂きました。弊社のケースが希であり、たまたまその登録会社がそういう対応をしてくれたのかというのがよくわからないのです。

ただ、今回弊社のケースなどは、同じような被害受けていると日系企業数社からも聞いております。ということで、実際その登録サービス機構というのは、例えば何社あるのか、実際それはどういう資格を持っているのか、どのような権限を持っているのかというところなどを教えていただければと思います。

もう1つ、先ほどのケースに併せて、登録する際には申請書に各個人・企業は申請ドメインネーム、さらには個人名、住所、いろいろ必要事項を記入すると思います。その記載事項に対してのチェックは、登録機構で行うのか。あるいは、そのようなチェックは行わず、同一のドメインネームがなければ、自動的に CNNIC(中国インターネット情報センター)に登録されていくのかどうか。その辺についても、併せてお聞かせいただければと思います。

#### 何氏(北京集佳)

わかりました。1点だけ確認させていただきたいのですが、最初に例えば御社のドメインが他人に登録された。そういう情報はどこから入手したのですか。

#### 濱氏(ダイキン中国)

それは学生からの問合せであり、弊社人事部のほうに、「ホームページを見ましたが、 採用活動はされているのですか。」と連絡が入り、弊社で確認したところ、そういう悪質な ドメインネームが登録されておりました。

# 何氏(北京集佳)

御社のケースはそうではないかもしれませんが、中国ではいまドメインネーム偽登録のケースが結構多いのです。つまり、このドメインネーム登録サービス機構は、民営の会社なのです。利益のために設立したもので、本当に他人に登録されていないのですが、自分で例えばダイキン.comを登録したのです。登録してダイキンさんに連絡して、おたくのド

メインネームが登録されました、あるいは申請されました。おたくの意見はどうですか。阻止したいですか。御社としては、いますぐ自分のドメインネームを登録したいですか、登録するならこういう値段ですよとか、そういうような連絡は結構多いのです。最近はちょっと減っていますが、以前にはほぼ毎週そのような連絡がきています。あるいは、「何々会社はあなたのお客さんですか。もし、そうであれば早くあなたのお客さんに連絡してください」、そういうような例も結構ありました。

あとのご質問ですが、まずドメインネーム登録サービス機構は、一般の会社とあまり変わらないです。一定の資金があれば、登記して登録サービスを提供するこが可能なのです。だから、彼らは民営の会社なので、特にドメインネームが類似かどうか、あるいは登録歴はどうか、そういう判断をする権限はないのです。おそら〈おっしゃったケースは、ドメインネーム登録の機構というか、会社は、それぞれお客さんが申請するという契約書がありますよね。例えば自分の申請したドメインネームで、他人の権利に触れることはないとか、あるいは悪用しないというような契約の条項があると思います。これはちゃんとした責任のある登録サービス機構なのです。業者間の契約違反になりますので、これは削除された、そういう可能性はあると思います。

# 濱氏(ダイキン中国)

ありがとうございました。そうしたら、悪質な登録サービス機構に限らず、ちゃんとした登録サービス機構でも、申請書を見てまでもチェックはしないですね。

## 何氏(北京集佳)

チェックしないです。例えば同じ daikin.com とか、全く同じドメインネームが既に登録されていなければ、誰でも daikin.com を登録することは可能です。登録サービス機構だけではなくて、登録管理機構の CNNIC のほうでも、一切そういう審査はしないです。

## 濱氏(ダイキン中国)

ありがとうございました。

## 松橋氏(日本曹達)

1点、お話したいことがあります。判決により終結した損害事件の結果ということで、原告がほとんど勝訴していると。その内容なのですが、仲裁センターで例えば却下されたものがひっくり返って、却下ではなくて移転されたケースが多いのか、逆の先ほど言ったみたいに、移転されたものが維持されているケースですね。それは先ほど先生からそういう例がありましたが、どっちのケースが多いですか。司法でどういう判断になっているのかというところと、ケースはどういうケースが多いのかなと思ったのですけれども。

#### 何氏(北京集佳)

私が知っている限り、裁判所の判断と仲裁センターの判断とが一致したケースは多いのです。先ほどの snow、おっしゃったのはこのケースですよね。仲裁センターで一度判断が下されたのですが、裁判所でひっくり返された。これはものすごく珍しいと言えます。そんなに多くないです。

# 松橋氏(日本曹達)

原告が勝訴ということは、却下された場合には、結局その反対側、いわゆる却下された 人間、申立人が原告になって訴えるわけですね。それが勝訴ということになると、それは 判断がひっくり返るということですよね。

#### 何氏(北京集佳)

実は仲裁センターでの移転と却下、大体2つのケースになりますが、移転のほうは90%で、却下という結果になるケースは10%まではいっていないのです。だから、この10%のケースで、さらに裁判所までいくケースはもっと少ないのです。ほとんどないと感じです。

#### 松橋氏(日本曹達)

わかりました。どうもありがとうございました。

#### 安江氏(黒田事務所)

今回の講演、興味深くお聞きしました。ドメインネームの登録について、基本的なところをお聞きしたいのです。問題になっているケースで、.comcn という感じの登録が非常に多く見受けられるのですが、CNNIC においては.com という第2領域のドメインネームを登録することは可能かという問題なのです。逆に言うと、例えば最後の sanwa.comcn の場合でいうと、sanwa を主要なドメインネームとして登録したのか、sanwa.com というのを主要なドメインネームとして登録したのかということなのです。

何でこういうことをお聞きするかというのを詳しく言うと、第1領域のドメインである cn とか jp、これによって例えば中国だと cn が付いていると CNNIC で管理すると。 jp が付いていると、日本だと JPNIC というところがあるのですが、そこで管理。各地方のそういった登録機構が管理することになるのです。他方、 com とか net とドメインネームの最後に付くものは、もっと国際的な機構が管理しているという認識なのです。

したがって、日本の場合だと第2領域に企業とかの属性を表す言葉を付けるというのはいいのですが、comとかnetというのを付けることはできないという認識なのです。属性と

いうのは、例えば co.jp の co だったら会社のカンパニーだし、ac.jp だったら教育機関だと。 go だったら、ドメインを登録することはできるのでしょうか。

#### 何氏(北京集佳)

正直言いますと、私はまだそこまで確認していないのですが、中国では、結果としては、例えば.com と.cn の中で、このようなドメインが多数登録されて使用されているので、これから見て可能だと思います。

#### 安江氏(黒田事務所)

わかりました。ありがとうございます。

#### 羅氏(デンソー)

とても基本的なことなのですが、確認したいだけです。弊社も最近はドメインネームの登録サービス機構から、結構多くの連絡がありました。そして、今日、先生の講演を聞いてから、こう理解してよろしいですか。こういうサービス企業も、たぶん利益をもたらすために、自分はもともと存在していないドメインネームを登録して、そういう理由でいろいろな会社と連絡をして、逆に言うと、本当に悪意を持って登録する場合には、登録サービス機構は、お金を取るために権利人とは連絡をしていないので、こういう登録サービス機構からの連絡を基本的に無視してよろしいですね。

#### 何氏(北京集佳)

例えば登録サービス機構からそのような連絡があれば、これははっきり言えますが、彼らはまだお金をもらっていないのです。もしお金をもらっていたら、御社に連絡をする必要はないと思います。御社に連絡したのは、権利者の権利を保護するためにではなくて、御社から登録の申請をもらって、お金をもらいたいのです。実は中国で、例えば申請して登録料を払うのに、ある程度の時間がありますよね。私でもいいから、登録サービスでもいいから、まず登録して、お金を払うまでに 48 時間あります。御社に連絡して、御社からアクセスしたら、確かに既に登録されて別の内容になっています。でも、実際にお金を払っていないから、例えば3日間後、自動的に消えてしまうのです。

#### 羅氏(デンソー)

そうですね。例えば弊社の場合は、デンソーという英語を登録したのですが、こういう登録サービス機構は今度登録しようとしている会社は、中国語のデンソー中国という、これを登録したいので、貴社の利益を守るために多くのドメインネームを登録したほうがいいのではないですかと言われて、非常に困っています。基本的に無視してよろしいですね。

#### 何氏(北京集佳)

そうです。しかも、彼らは御社に連絡するとき、おそら〈デンソー中国だけではな〈て、ほかのデンソー電子.cnとか、リストになっています。だから、自社の権利を保護したいなら、この中国のドメインネームをすべて登録したほうがいいですよと、必ずそのような内容なのです。基本的には無視したほうがいいです。

## 羅氏(デンソー)

どうもありがとうございました。

## 宮原(ジェトロ上海)

ご講演ありがとうございました。web サイトの販売のほうで2つお聞きしたいのですが、1つは基本的なことで、web サイト上で侵害品があったときに、行政摘発ができるということなのですが、その申立ての対象当局というのは、ほかの市場のときと同じ所でいいのかというのが1つ。例えば商標権侵害であれば。

## 何氏(北京集佳)

基本的なやり方としては、一般の模倣品の摘発と同じルールでいいです。ただ、web サイトの場合、特に経営的な web サイトを使用したとき、経営者としては各地方の公証行政機関ではなくて、別の行政機関に web サイトの登記、届け出を出さなければならないのです。こういう場合は、例えばそういう登録の情報を入手して、経営者の名前とか住所とか、可能性としては入手可能だと思います。もし経営的な内容の web サイトなのに、こういう登記を届け出していなかった場合は、関連の行政機関に対して「こういう web サイトを登記していないのに、経営的な内容をやっていますよ」と通報したほうがいいと思います。

#### 宮原(ジェトロ上海)

いまおっしゃっているのは、例えば情報審査部か何かにそういう手続があったとして、サイトを落とすという意味ですか。

#### 何氏(北京集佳)

そうです。

## 宮原(ジェトロ)

そうすると、ある意味逮捕ではないですけれども、身柄を拘束するとか、そういうこととい うのはできないのですか。

#### 何氏(北京集佳)

行政ルールはそこまではできないです。一般の模倣品の摘発、あるいはAICとか品質管理局とか、そのようなやり方と基本的には同じなのです。先ほどちょっとだけ説明しましたが、模倣品がどこにあるか、とても重要なのです。そこまで押さえないと、なかなか摘発できないのです。

# 宮原(ジェトロ上海)

そこまで押さえていればできるのですか。

#### 何氏(北京集佳)

自分で例えば調査会社とかを雇って、調査しないとなかなか難しいです。行政機関は、 ある程度きちんとした証拠とか情報がないと動いてくれないので、単なるホームページだ け見せ、何とかしてくれと頼んでも、おそらく対応してくれないと思います。

# 宮原(ジェトロ上海)

本当に普通の摘発と一緒で、現場まで見つけたらやってくれるというだけの話ですね。

## 何氏(北京集佳)

そうです。

# 宮原(ジェトロ上海)

わかりました。ありがとうございます。

## 森永(ジェトロ上海)

時間が若干過ぎておりますので、これで何先生へのご質問は終わりにしたいと思います。もう1度、拍手をお願いいたします。 今日は長い間お疲れさまでした。どうもありがとうございました